

# 平成 30 年度 事 業 計 画

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

我が国の経済状況は、アベノミクスにより平成 30 年度も景気拡張が続くと予想され、戦後最長である「いざなみ景気」の 73 カ月連続に並ぶ可能性が大きいと言われています。平成 29 年 12 月の有効求人倍率は 1.59 倍となり雇用も順調に推移しています。一方で人手不足が深刻化し、政府は、「一億総活躍社会」あらゆる場で誰もが活躍できる社会の実現を目指し、長時間労働の慣行を無くす等のワーク・ライフ・バランスを確保する、新しい時代を切り拓く「働き方改革」を実現しようとしています。また、年金受給年齢は、70 歳を超えて選択できるように検討にはいり、高齢になっても健康で働き続け、社会の支え手になってもらう方向に向かいつつあります。しかしながら、シルバー人材センターの会員数は、雇用延長、高齢者専用派遣会社の出現など、高齢者の就業環境の変化により、全国的に減少傾向が続いています。

このような中でも高齢者が多種多様な働き方ができるシルバー人材センターは、ますます重要となってきます。また、派遣事業では、県知事の指定による規制緩和により週 40 時間就業が可能になり、人手不足解消に期待されています。

三島市シルバー人材センターでは、関係機関と連携して、会員数の拡大、高齢者の就業確保を行うため、以下の事業を進めていきます。

## 1 会員増強及び就業開拓事業

- (1) 会員募集や事業案内等の最新の情報をホームページにより発信するとともに、三島市の広報紙「広報みしま」にも掲載依頼していきます。
- (2) 会員募集チラシの新聞折込を年 6 回実施し、入会説明会の参加を促進し会員増強を図ります。
- (3) 会員の知人等の勧誘を推進し、入会促進の強化を図ります。
- (4) インターネットを利用した会員専用サービス「スマイルトゥスマイル」を活用し、センターと会員の連携を強化し、会員就業の推進を図ります。
- (5) 会員の悩みごと相談や未就業会員に就業情報等を積極的に提供し退会の抑制に努めます。
- (6) 会員及び市民を対象とした講習会や研修会を実施し、会員のスキルアップや会員増強を図ります。
- (7) 空き家管理等の新たな就業の場を三島市と協議していきます。
- (8) 会員募集チラシに受注促進の内容も掲載し年 6 回新聞折込を実施します。

## 2 安全就業の強化及び適正就業の推進

- (1) 「200日事故ゼロ」を目標に、安全に対する会員各自の自覚を促すとともに、安全委員会を中心としたパトロールの実施、注意喚起文書の発信、安全講習会や研修会への参加等の安全就業対策の強化を図ります。
- (2) 事故が発生した場合、当該会員に事故報告書の提出と安全委員会での事故報告を義務化するとともに、「ヒヤリ・ハット」経験の情報収集や全会員への周知を行うことで、会員の安全就業に対する意識改革を図ります。
- (3) 草払機を使用中の飛び石事故の防止対策を積極的に行い事故の撲滅を目指します。
- (4) 就業の公平及び未就業会員の就業機会を確保するため、就業5年を経過した会員に対し就業基準の内容を周知し、併せて当該会員に就業等に関する調査を実施して、就業基準の適正な運用を図ります。
- (5) 臨時的かつ短期的または軽易な業務の適正な運用及び請負・委任になじまない就業を労働派遣事業に切り替えるなど適正就業に努めます。

## 3 普及啓発活動

- (1) ボランティア活動や市の各種のイベントに参加するなど、役員・職員・会員が連携して、普及啓発を行います。
- (2) ホームページで会報「シルバー三島」・講習会・ボランティア活動・就業紹介・就業情報等を掲載しシルバー事業の普及啓発を行います。

## 4 福祉・家事援助事業の推進

- (1) 「子育て支援」や「ミニヘルパー事業」は、引き続き三島市の補助金を活用して実施します。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業を三島市と連携を密にしながら、訪問型サービスBの事業者として多様なサービスの提供を行っていきます。

## 5 シルバー派遣事業の推進

- (1) シルバー人材センターでは、会員の就業機会拡大につなげるため、「従業員との混在作業や」「指揮命令を受ける作業」など多様な働き方が可能となる派遣事業を推進していきます。
- (2) 国庫補助金の交付額が、派遣事業の実績等により影響を受けるため、企業等の就業開拓に努め、就業延人員4,001人日以上を目指します。

## 6 シルバー人材センター事業運営の健全化

- (1) 「自主・自立、共働・共助」の精神のもと会員及び役職員が連携して組織の充実強化を図り、事業運営の調査研究と情報収集に努め、より効果的な事業運営を進めます。
- (2) 事務・事業の見直しを不断に行い、「収支相償」の理念に基づき、行政官庁との連携を図りながら健全な事業運営に努めます。